資料４－２

水銀大気排出抑制対策の取組の公表に向けて

１．目的

- 水銀排出施設からの水銀大気排出抑制
- 大気汚染防止法施行以降に蓄積された事業者測定結果の有効活用
- 環境省の取組の国内発信、我が国の取組の国際発信

２．公表方法

下記の２つの形式で公表することを想定している。

- 我が国の水銀大気排出抑制対策への取組を取りまとめた資料集
- 上記の内容の概要版としてリーフレット（A4 裏表 2 枚程度）

３．想定する公表資料の対象者

- 水銀排出施設の設置事業者（水俣条約附属書 D 対象 5 発生源）
- 要排出抑制施設
- 自治体担当者
- 一般市民

４．排出抑制対策の取組内容として記載する事項案

【タイトル】我が国の水銀大気排出抑制対策の実態（仮）
１．　背景
　１．１　水銀に関する水俣条約について
　１．２　水銀大気排出の現状
　１．３　大気汚染防止法の改正・施行等の経緯
２．　大気汚染防止法における規制内容
　２．１　改正大気汚染防止法における関係主体の義務・役割
　２．２　水銀排出施設の種類及び排出基準適合の確認方法
　２．３　排出基準設定の考え方
３．　水銀排出施設からの水銀の大気排出状況について
　３．１　水銀排出施設の設置状況
　（１）　水銀排出施設数、設置事業所数
　（２）　水銀排出施設種類別の施設数及び割合
　（３）　水俣条約における施設分類別にみた施設数及び割合
　３．２　水銀排出施設別の水銀排出状況
　　発生源別に、①水銀フロー、②実態調査結果を用いた解析 について整理
４．　まとめ

５．公表資料案

別紙１（資料集）

別紙２（リーフレット案）

６．今後の予定

- 令和３年４月頃に環境省 HP へ掲出予定。
- リーフレットは、自治体へも順次配布予定。

以上